

に対する地域手当の月額合計額とする。

5 行政職給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が三級以上である職員で人事委員会規則で定めるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表ごとに人事委員会規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に百分の二十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第二項の期末手当基礎額とする。

6 略  
(勤勉手当)  
第十七条の四 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。  
一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、

に対する調整手当の月額合計額とする。

5 行政職給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が四級以上である職員で人事委員会規則で定めるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表ごとに人事委員会規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に百分の二十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第二項の期末手当基礎額とする。

6 略  
(勤勉手当)  
第十七条の四 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。  
一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、

若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の七十二・五（特定幹部職員にあつては、百分の九十二・五）を乗じて得た額の総額  
二 略  
3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。  
4・5 略

第二条（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後		改正前	
(給与に関する特例)			
第七条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号の職員をいう。以下同じ。）を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。			
号給	給料月額（円）	号給	給料月額（円）
一	三七六、〇〇〇	一	四〇三、〇〇〇
二	四二六、〇〇〇	二	四五六、〇〇〇
三	四七九、〇〇〇	三	五一三、〇〇〇
四	五四五、〇〇〇	四	五八三、〇〇〇

五	六二二、〇〇〇
六	七二八、〇〇〇
七	八五二、〇〇〇

255 略

第九條 第四條の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）に対する県職員給与条例第四條の二、第十條、第十三條及び第十七條の六の規定の適用については、県職員給与条例第四條の二中「地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）とあるのは「任期付短時間勤務職員」と、前條第十二項の規定にかかわらず、同項の規定による」とあるのは「前條の規定により決定された」と、県職員給与条例第十條第二項第二号及び第十三條第二項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」と、県職員給与条例第十七條の六中「再任用職員」とあるのは、「任期付短時間勤務職員」とする。

五	六六六、〇〇〇
六	七七九、〇〇〇
七	九一、〇〇〇

255 略

第九條 第四條の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）に対する県職員給与条例第四條、第四條の二、第十條、第十三條及び第十七條の六の規定の適用については、県職員給与条例第四條第六項中「十二月」とあるのは、「十二月（一般職の任期付職員）の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年佐賀県条例第二号）第四條の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）については、十二月に相当する期間」と、県職員給与条例第四條の二中「地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）とあるのは「任期付短時間勤務職員」と、前條第十一項の規定にかかわらず、同項の規定による」とあるのは「前條の規定により決定された」と、県職員給与条例第十條第二項第二号及び第十三條第二項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」と、県職員給与条例第十七條の六中「再任用職員」とあるのは、「任期付短時間勤務職員」とする。

2 任期付短時間勤務職員に対する学校職員給与条例第六條の二、第十一條の三、第十四條及び第二十三條の二の規定の適用につ

2 任期付短時間勤務職員に対する学校職員給与条例第六條、第六條の二、第十一條の三、第十四條及び第二十三條の二の規定の

いては、学校職員給与条例第六條の二中「地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）とあるのは「任期付短時間勤務職員」と、前條第十二項の規定にかかわらず、同項の規定による」とあるのは「前條の規定により決定された」と、学校職員給与条例第十一條の三第二項第二号及び第十四條第二項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」と、学校職員給与条例第二十三條の二中「再任用職員」とあるのは、「任期付短時間勤務職員」とする。

適用については、学校職員給与条例第六條第六項中「十二月」とあるのは、「十二月（一般職の任期付職員）の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年佐賀県条例第二号）第四條の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）については、十二月に相当する期間」と、学校職員給与条例第六條の二中「地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）とあるのは「任期付短時間勤務職員」と、前條第十一項の規定にかかわらず、同項の規定による」とあるのは「前條の規定により決定された」と、学校職員給与条例第十一條の三第二項第二号及び第十四條第二項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」と、学校職員給与条例第二十三條の二中「再任用職員」とあるのは、「任期付短時間勤務職員」とする。

第三條（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後

（給与に関する特例）  
第五條 第一号任期付研究員には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額（円）
一	三九九、〇〇〇
二	四六一、〇〇〇
三	五二四、〇〇〇

改正前

（給与に関する特例）  
第五條 第一号任期付研究員には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額（円）
一	四〇八、〇〇〇
二	四八二、〇〇〇
三	五六〇、〇〇〇

附則第十一条 (佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正) に係る新旧対照表

<p>1・2 略</p> <p>附則</p> <p>改正後</p>	<p>1・2 略</p> <p>附則</p> <p>改正前</p> <p>3   平成十三年四月一日 (以下この項及び次項において「基準日」という。) 前から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、基準日において五十五歳 (医療職給料表 (-) の適用を受ける職員にあつては、五十七歳。次項において「昇給停止年齢」という。) を超えている職員 (次項において「昇給停止年齢超過職員」という。) の昇給については、なお従前の例による。</p> <p>4   基準日前から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、基準日後に昇給停止年齢を超える職員で、基準日の前日におけるその年齢と昇給停止年齢との近接の度を考慮</p>
-----------------------------------	---

<p>2 第二号任期付研究員には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>四</td><td>六一〇、〇〇〇</td></tr> <tr><td>五</td><td>七一〇、〇〇〇</td></tr> <tr><td>六</td><td>八二〇、〇〇〇</td></tr> </table>	四	六一〇、〇〇〇	五	七一〇、〇〇〇	六	八二〇、〇〇〇	<p>2 第二号任期付研究員には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>四</td><td>六五一、〇〇〇</td></tr> <tr><td>五</td><td>七六〇、〇〇〇</td></tr> <tr><td>六</td><td>八六八、〇〇〇</td></tr> </table>	四	六五一、〇〇〇	五	七六〇、〇〇〇	六	八六八、〇〇〇				
四	六一〇、〇〇〇																
五	七一〇、〇〇〇																
六	八二〇、〇〇〇																
四	六五一、〇〇〇																
五	七六〇、〇〇〇																
六	八六八、〇〇〇																
<p>3   6 略</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>号給</td><td>給料月額 (円)</td></tr> <tr><td>一</td><td>三二九、〇〇〇</td></tr> <tr><td>二</td><td>三六七、〇〇〇</td></tr> <tr><td>三</td><td>三九六、〇〇〇</td></tr> </table>	号給	給料月額 (円)	一	三二九、〇〇〇	二	三六七、〇〇〇	三	三九六、〇〇〇	<p>3   6 略</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>号給</td><td>給料月額 (円)</td></tr> <tr><td>一</td><td>三三六、〇〇〇</td></tr> <tr><td>二</td><td>三七五、〇〇〇</td></tr> <tr><td>三</td><td>四〇五、〇〇〇</td></tr> </table>	号給	給料月額 (円)	一	三三六、〇〇〇	二	三七五、〇〇〇	三	四〇五、〇〇〇
号給	給料月額 (円)																
一	三二九、〇〇〇																
二	三六七、〇〇〇																
三	三九六、〇〇〇																
号給	給料月額 (円)																
一	三三六、〇〇〇																
二	三七五、〇〇〇																
三	四〇五、〇〇〇																

<p>改正後</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第二条 現業職員 (以下「職員」という。) の給与の種類は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、</p>	<p>改正前</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第二条 現業職員 (以下「職員」という。) の給与の種類は、給料、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、</p>
<p>3   5 略</p>	<p>5   前項前段の人事委員会規則で定める職員及び当該職員との権衡上必要があると認められる職員として同項後段の人事委員会規則で定める職員のうち、医療職給料表 (-) の適用を受ける職員は、五十六歳に達した日から五十七歳に達した日後の最初の四月一日の前日までの間における佐賀県職員給与条例第四条第六項又は第八項ただし書の規定による昇給については、なお従前の例による。</p> <p>6   8 略</p>

附則第十二条 (佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正) に係る新旧対照表

して昇給停止年齢超過職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員については、この条例による改正後の佐賀県職員給与条例第四条第九項本文の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後の最初の四月一日以後も、人事委員会規則の定めるところにより、昇給させることができる。基準日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち、任用の事情等を考慮して昇給停止年齢超過職員又はこの項前段の人事委員会規則で定める職員との権衡上必要があると認められる職員として人事委員会規則で定める職員についても、同様とする。

<p>特殊勤務手当、特勤勤務手当（第七条の二の規定による準特勤勤務手当を含む）、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>（地域手当）</p> <p>第四条の二 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して任命権者が別に定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずるものに在勤する職員についても、同様とする。</p>	<p>特殊勤務手当、特勤勤務手当（第七条の二の規定による準特勤勤務手当を含む）、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>（調整手当）</p> <p>第四条の二 調整手当は、民間における賃金物価及び生計費が特に高い地域で任命権者が別に定めるものに在勤する職員に支給する。その地域に近接し、かつ、民間における賃金、物価及び生計費に関する事情がその地域に準ずる地域に所在する公署で任命権者が別に定めるものに在勤する職員についても、同様とする。</p>	
<p>改正後</p> <p>（給与の種類）</p> <p>第二条 佐賀県の地方公営企業に勤務する職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>（地域手当）</p> <p>第六条の二 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域にお</p>	<p>改正前</p> <p>（給与の種類）</p> <p>第二条 佐賀県の地方公営企業に勤務する職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>（調整手当）</p> <p>第六条の二 調整手当は、民間における賃金物価及び生計費が特に高い地域で知事が別</p>	
<p>ける物価等を考慮して知事が別に定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる地域に所在する公署で知事が別に定めるものに在勤する職員についても、同様とする。</p> <p>に定めるものに在勤する職員に支給する。その地域に近接し、かつ、民間における賃金、物価及び生計費に関する事情がその地域に準ずる地域に所在する公署で知事が別に定めるものに在勤する職員についても、同様とする。</p>	<p>改正後</p> <p>（一般の派遣職員の給与）</p> <p>第四条 派遣職員のうち、企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び現業職員（同法附則第五項に規定する地方公務員であつて、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員以外のもの（以下第七条までにおいて「一般の派遣職員」という。）には、その派遣の期間中、給料、地域手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ百分の七十を支給する。ただし、一般の派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、人事委員会規則で定めるところにより、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ百分の七十を超え百分の百以内を支給することができる。</p> <p>2・3 略</p>	<p>改正前</p> <p>（一般の派遣職員の給与）</p> <p>第四条 派遣職員のうち、企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び現業職員（同法附則第五項に規定する地方公務員であつて、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員以外のもの（以下第七条までにおいて「一般の派遣職員」という。）には、その派遣の期間中、給料、調整手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ百分の七十を支給する。ただし、一般の派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、人事委員会規則で定めるところにより、給料、扶養手当、調整手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ百分の七十を超え百分の百以内を支給することができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>（企業職員又は現業職員である派遣職員の給与の種類）</p> <p>第八条 企業職員又は現業職員である派遣職</p>

附則第十三条（佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

附則第十四条（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表